

別表 3 非住宅建築物に係る技術的審査の料金

①【モデル建物法】

税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表 4 による）		
	A 種	B 種	C 種
500 未満	120,000×N (132,000×N)	80,000×N (88,000×N)	60,000×N (66,000×N)
500～1,000 未満	150,000×N (165,000×N)	90,000×N (99,000×N)	70,000×N (77,000×N)
1,000～2,000 未満	180,000×N (198,000×N)	100,000×N (110,000×N)	80,000×N (88,000×N)
2,000～3,000 未満	200,000×N (220,000×N)	120,000×N (132,000×N)	100,000×N (110,000×N)
3,000～4,000 未満	230,000×N (253,000×N)	150,000×N (165,000×N)	120,000×N (132,000×N)
4,000～5,000 未満	260,000×N (286,000×N)	180,000×N (198,000×N)	140,000×N (154,000×N)
5,000～10,000 未満	300,000×N (330,000×N)	220,000×N (242,000×N)	170,000×N (187,000×N)
10,000～20,000 未満	350,000×N (385,000×N)	260,000×N (286,000×N)	200,000×N (220,000×N)
20,000～50,000 未満	400,000×N (440,000×N)	320,000×N (352,000×N)	240,000×N (264,000×N)
50,000～100,000 未満	500,000×N (550,000×N)	390,000×N (429,000×N)	300,000×N (330,000×N)
100,000～200,000 未満	650,000×N (715,000×N)	480,000×N (528,000×N)	380,000×N (418,000×N)
200,000～300,000 未満	900,000×N (990,000×N)	600,000×N (660,000×N)	480,000×N (528,000×N)
300,000～	1,100,000×N (1,210,000×N)	850,000×N (935,000×N)	650,000×N (715,000×N)

N：計算に適用するモデル数による係数（※7 参照）

② 【標準入力法（主要室入力法を含む）】

税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表 4 による）		
	A 種	B 種	C 種
500 未満	200,000 (220,000)	150,000 (165,000)	120,000 (132,000)
500～1,000 未満	250,000 (275,000)	170,000 (187,000)	140,000 (154,000)
1,000～2,000 未満	300,000 (330,000)	200,000 (220,000)	160,000 (176,000)
2,000～3,000 未満	350,000 (385,000)	240,000 (264,000)	200,000 (220,000)
3,000～4,000 未満	400,000 (440,000)	280,000 (308,000)	230,000 (253,000)
4,000～5,000 未満	450,000 (495,000)	330,000 (363,000)	260,000 (286,000)
5,000～10,000 未満	520,000 (572,000)	400,000 (440,000)	300,000 (330,000)
10,000～20,000 未満	600,000 (660,000)	480,000 (528,000)	350,000 (385,000)
20,000～50,000 未満	700,000 (770,000)	570,000 (627,000)	400,000 (440,000)
50,000～100,000 未満	850,000 (935,000)	680,000 (748,000)	500,000 (550,000)
100,000～200,000 未満	1,100,000 (1,210,000)	820,000 (902,000)	650,000 (715,000)
200,000～300,000 未満	1,450,000 (1,595,000)	1,000,000 (1,100,000)	800,000 (880,000)
300,000～	1,700,000 (1,870,000)	1,300,000 (1,430,000)	1,000,000 (1,100,000)

＜別表 3 注意事項＞

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表 3 ①、標準入力法（主要室入力法を含む。）を使用する場合は別表 3 ②を適用する。

【用途分類】

※2 A 種、B 種、C 種の用途分類の適用については別表 4 による。

※3 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

①一部にでも A 種が含まれるときは A 種

②A 種が全く含まれず、一部にでも B 種が含まれるときは B 種

【面積】

※4 別表 3 の面積の算定については、原則、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

【割増加算】

※5 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、次の係数を乗じた額とする。ただし、モデル数が 2 以上の場合、工場モデルは 1 モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4 以上
係数 N	1. 0	1. 1	1. 2	1. 3

【計画変更】

※6 変更技術的審査の料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表 3 から算定される料金の 10 分の 6 の額とする。ただし、次の場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして別表 3 記載の料金を適用する。

①モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する等、計算方法を変更して申請する場合

②直前の技術的審査を他機関から受けている場合

【その他】

※7 第 11 条第 4 項及び第 18 条第 4 項の場合における適合証の交付料金は、一通につき 5, 000 円（税込 5, 500 円）とする。

※8 BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

別表 4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A 種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B 種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132

神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
自動車教習所	08410
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470

	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650
C 種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を使用する場合に適用するモデル
A 種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B 種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C 種	工場

別表 5 住宅に係る技術的審査の料金

税抜金額(カッコ内は税込金額)、単位:円

審 査 条 件		料 金
一戸建ての住宅／併用住宅の住宅部分	単独審査	40,000 (44,000)
	併願審査 (設計住宅性能評価 5-1)	20,000 (22,000) ※5
	併願審査 (設計住宅性能評価 5-2)	12,000 (13,200) ※5
共同住宅等	単独審査 住戸のみ	基本料金＋戸あたり料金×審査対象住戸数 ・基本料金 100,000 (110,000) ・戸あたり料金 2,000 (2,200)
	単独審査 建築物全体	基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 ・基本料金 100,000 (110,000) ・戸あたり料金 2,000 (2,200) ・共用部料金 100,000 (110,000) ※4
	併願審査 (設計住宅性能評価)	上記の単独審査料金の 10 分の 5 の額とする ※5、6

<別表 5 注意事項>

【共同住宅等】

- ※1 共同住宅等の単独審査において住戸の審査と建築物全体の審査の両方を行う場合の料金は、建築物全体の審査の額とする。
- ※2 共用部を有しない 2 住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金に 2 を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等において、1 住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- ※4 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金の加算は行わない。

【併願審査】

- ※5 併願審査の場合の料金適用は、別表 5 記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口と同時に提出される場合に限る。
- ※6 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金にのみ 10 分の 5 を適用し、共用部料金は 100,000 円（税込 110,000 円）とする。

【計画変更】

※7 変更技術的審査の場合の料金は、当初の申請で適用された料金の10分の5の額とする。
ただし、次の場合はそれぞれのとおり適用する。

- ①共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、一住戸あたり5,000円（税込5,500円）を乗じた額とすることができる。
- ②直前の技術的審査を他機関が行っている場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして別表5記載の料金を適用する。

【その他】

※8 第11条第4項及び第18条第4項の場合における適合証の交付料金は、一通につき5,000円（税込5,500円）とする。